

新制度未移行幼稚園について

1. 保育料の無償化

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定(新1号認定)を受ける必要があります。

無償化により、満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。ただし預かり保育料、給食費、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育料 無償化限度額	預かり保育 無償化限度額	申請書類
新1号認定	満3歳児以上	なし	月額上限 25,700円 ※入園料は入園初年度に限り月額に換算して無償化の対象となります。	預かり保育料は無償化対象外	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届(様式第1号)
新2号認定	3歳児以上	あり		月額上限 11,300円 (日額上限450円×利用日数)	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届(様式第2号)
新3号認定	満3歳児			月額上限 16,300円 <small>市町村民税非課税世帯のみ (日額上限450円×利用日数)</small>	

2. 預かり保育の無償化

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)を受ける必要があります。

利用料が日額上限450円×利用日数(月額11,300円※1まで)を上限に無償化

※1 満3歳については、保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもを対象に、日額上限450円×利用日数(月額16,300円まで)を上限に無償化されます。

(例)

月額利用料 a	利用日数 b	上限額 c=b×450円	無償化対象額 d=aとcの低い方	実費負担額 a-d
8,000円	20日	9,000円	8,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

3. 施設等利用費の給付方法について

施設等利用給付費の給付方法については、施設によって償還払い又は現物給付(法定代理受領)及びその両方の方法により給付します。

- 償還払い・・・いったん保護者が費用を支払い、必要書類提出後、市から払い戻しを受ける
- 現物給付(法定代理受領)・・・市が保護者に代わって施設に費用を支払う

※給付方法については、施設にご確認下さい。